

奈良県告示第三百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和二年十二月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 形質変更時要届出区域として指定する区域 生駒郡安堵町大字東安堵一六六〇番一、一六六〇番七、一六六七番二及び一七二九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物